

入 湯 税 納 入 申 告 書 (令和8 年 10 月申告分)	
(宛先)鎌 倉 市 長	令和 8 年 11 月 10 日
	住所 鎌倉市御成町18-10
特別徴収義務者 名称 株式会社 ○○	
	氏名 代表取締役 ○○ ○○ (法人の場合は代表者の職氏名)
次のとおり申告します。	

日	課税客数 (人)	税額 (円)	課税免除客数		日	課税客数 (人)	税額 (円)	課税免除客数	
			課税免除客数 (人)	事由 (※)				課税免除客数 (人)	事由 (※)
1	10	1,500	5	1	18	20	3,000		
2	30	4,500			19	10	1,500		
3	定休日				20	30	4,500	10	1
4	定休日				21	10	1,500		
5	定休日				22	20	3,000		
6	20	3,000			23	定休日			
7	10	1,500	5	1	24	20	3,000		
8	30	4,500			25	10	1,500		
9	10	1,500			26	30	4,500	10	1
10	20	3,000	3	1	27				
11	定休日				28				
12	20	3,000			29	定休日			
13	10	1,500			30	20	3,000		
14	30	4,500	10	1	31	10	1,500		
15	10	1,500			計	430	64,500	46	—
16	20	3,000			税 率	150円			
17	定休日				税 額	64,500円			

※課税免除事由は、以下の1～4の番号を記載してください。

1：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

2：共同浴場（市長が定めるものに限る。）又は一般公衆浴場（公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の適用を受ける公衆浴場をいう。）に入湯する者

3：入湯料金（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が1,400円以下の鉱泉浴場（事由2に掲げる一般公衆浴場を除く。）において宿泊を伴わないで入湯する者

4：鎌倉市市税条例施行規則第15条の2第2項に規定する者（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設において入湯する者）